

<p>件名</p>	<p>亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>企画総務部 人事情報室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」といいます。）が改正されたことに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>亀山市職員定数条例の一部改正</p> <p>亀山市職員定数条例（平成17年亀山市条例第24号）第1条で引用している農業委員会法第20条が第26条に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第1条関係></p> <p>第2条関係</p> <p>亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正</p> <p>亀山市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第39号）第1条で引用している農業委員会法第29条が第35条に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第1条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第22号

亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(亀山市職員定数条例の一部改正)

第1条 亀山市職員定数条例(平成17年亀山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市証人等の実費弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。